

国土交通省直轄の事業促進PPP等 に関するガイドライン〈骨子〉（案）

1章 本ガイドラインの位置づけ

- 1.1 背景及び目的
- 1.2 本ガイドラインの位置づけ
- 1.3 国土交通省直轄の事業促進PPPの特徴
- 1.4 用語の説明

2章 大規模災害復旧・復興事業に適用する事業促進PPP

- 2.1 復旧・復興計画の立案
- 2.2 導入時期
- 2.3 工区設定
- 2.4 業務内容
- 2.5 実施体制
- 2.6 受注者の選定方法
- 2.7 公平中立性
- 2.8 その他

3章 大規模事業（平常時）に適用する事業促進PPP

- 3.1 事業計画の立案
- 3.2 導入時期
- 3.3 受注者の選定方法

} 大規模災害復旧・復興事業
と異なる点のみ記載

4章 事業促進PPPの導入にあたっての課題、留意点等

- 4.1 担い手の確保・育成
- 4.2 過去の業務実績等の適切な活用
- 4.3 準委任契約への対応

5章 業務説明書・共通仕様書・特記仕様書の記載例

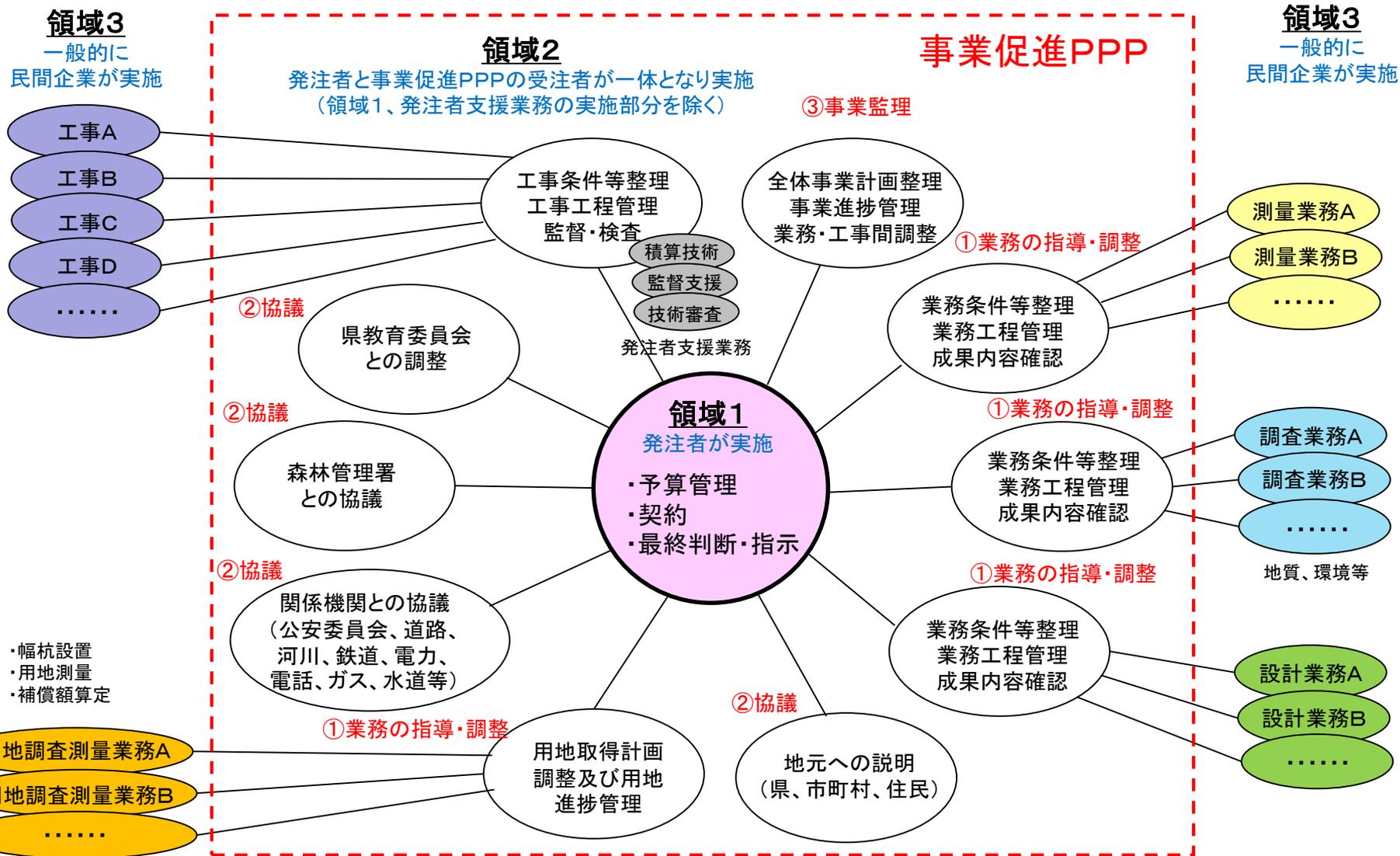
6章 事業促進PPP等の実施事例

- 6.1 三陸沿岸道路等
- 6.2 熊本災害復旧
- 6.3 圏央道、東関道等

- 直轄職員を柱に、官民の技術者が一体となって、事業を促進
 - ・ 技術職員の存在が前提
 - ・ 業務増大期の人員不足を補完
- 本復旧の業務増大期に合わせて導入
 - ・ 発災直後は、テックフォース、維持工事、随意契約の業務・工事等を活用
- 業務の指導・調整、地元・関係機関協議、事業監理等を実施
 - ・ 予算、契約、最終的な判断・指示は、発注者の権限
- 積算、監督、技術審査等は、発注者支援業務により実施
 - ・ 発注者支援業務とは区別
- 工事の特性に応じ、技術提案・交渉方式を活用
 - ・ 調査・設計段階からの施工者のマネジメントを積極的に導入

1.3 国土交通省直轄の事業促進PPPの特徴

- ①業務の指導・調整、②協議、③事業監理等のマネジメント業務を発注者と一体となり実施。
- 事業促進PPPの受注者は、測量・調査・設計業務、工事の受注者とはならない。
- 積算、監督、技術審査等を行う発注者支援業務とは区別。



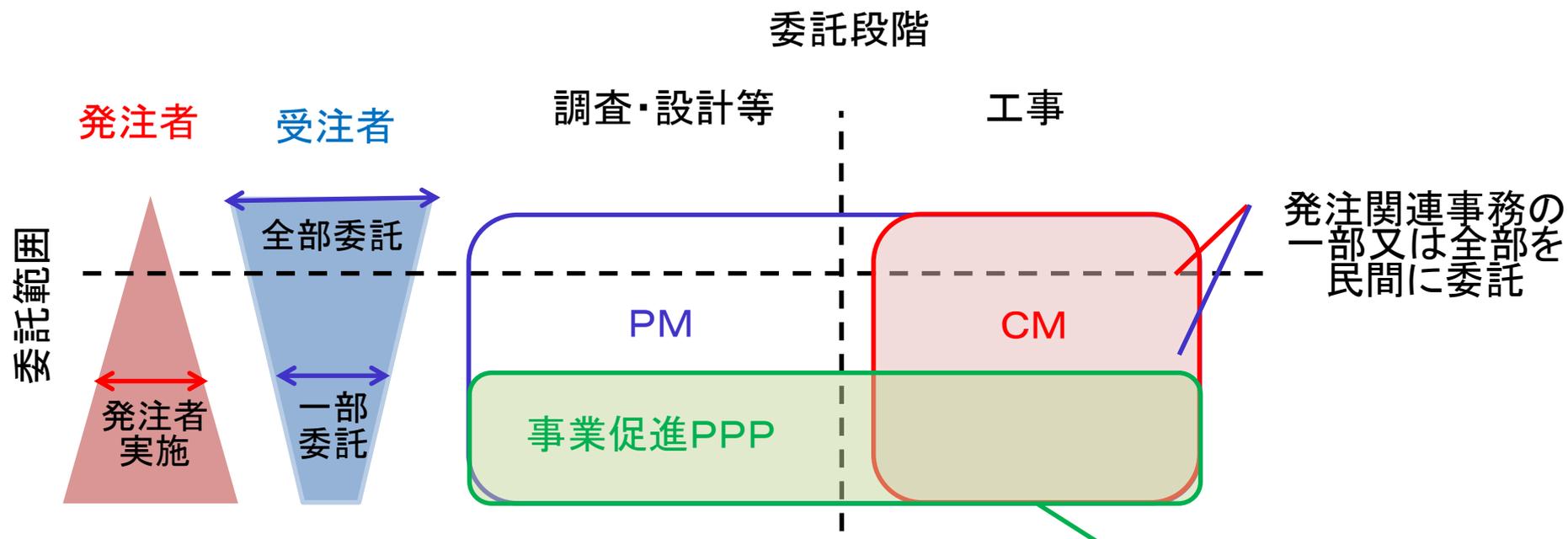
1.4 用語の説明

《事業促進PPP》

- 事業促進PPPは、調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

《CM》

- CMは、対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式



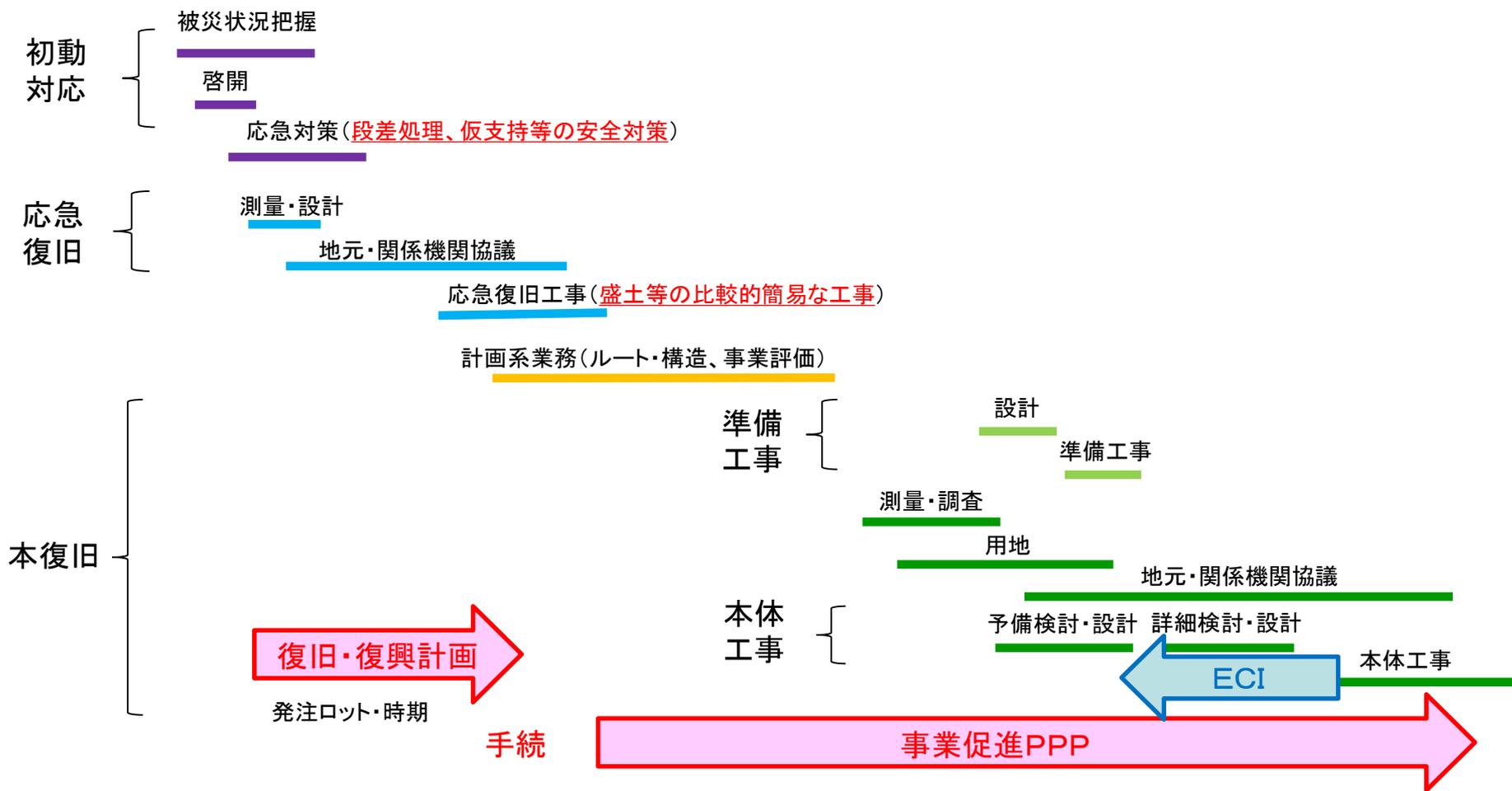
事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合

2章 大規模災害復旧・復興事業に適用する事業促進PPP

2.1 復旧・復興計画の立案 2.2 導入時期

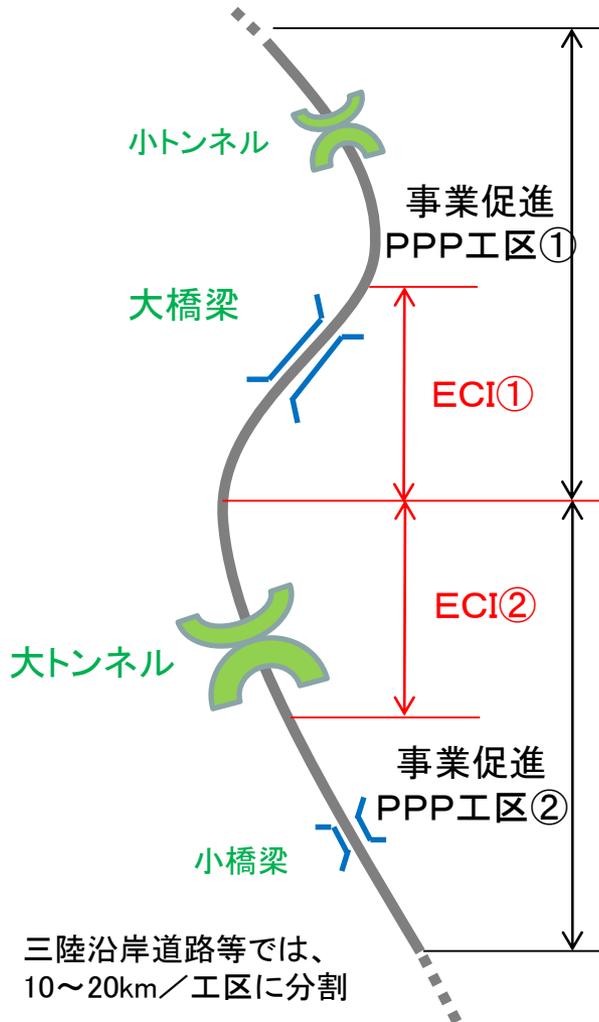
- 発注者主導で復旧・復興計画を立案し、本復旧の業務増大期に合わせて導入
- 事業促進PPPの導入だけでなく、発注者、業務受注者（測量・調査・設計）、施工者と密に連携・協力することによる事業の促進がポイント
- 施工者の知見を導入すべき調査・設計・施工において、積極的に技術提案・交渉方式（ECI）を適用

復旧・復興事業のタイムラインの例



2.3 工区設定

- 被災形態、事業特性等を踏まえ工区を設定
- 技術提案・交渉方式 (ECI) を組み合わせ、調査・設計段階から施工者のマネジメントを導入



工区設定上の留意点

	工区を大きくする場合	工区を小さくする場合
メリット	・工程等の工夫余地が拡大	・業務、工事の受注制限範囲縮小
デメリット	・受注者の体制確保上の負担大 ・業務、工事の受注制限範囲拡大	・隣接工区との調整が増大

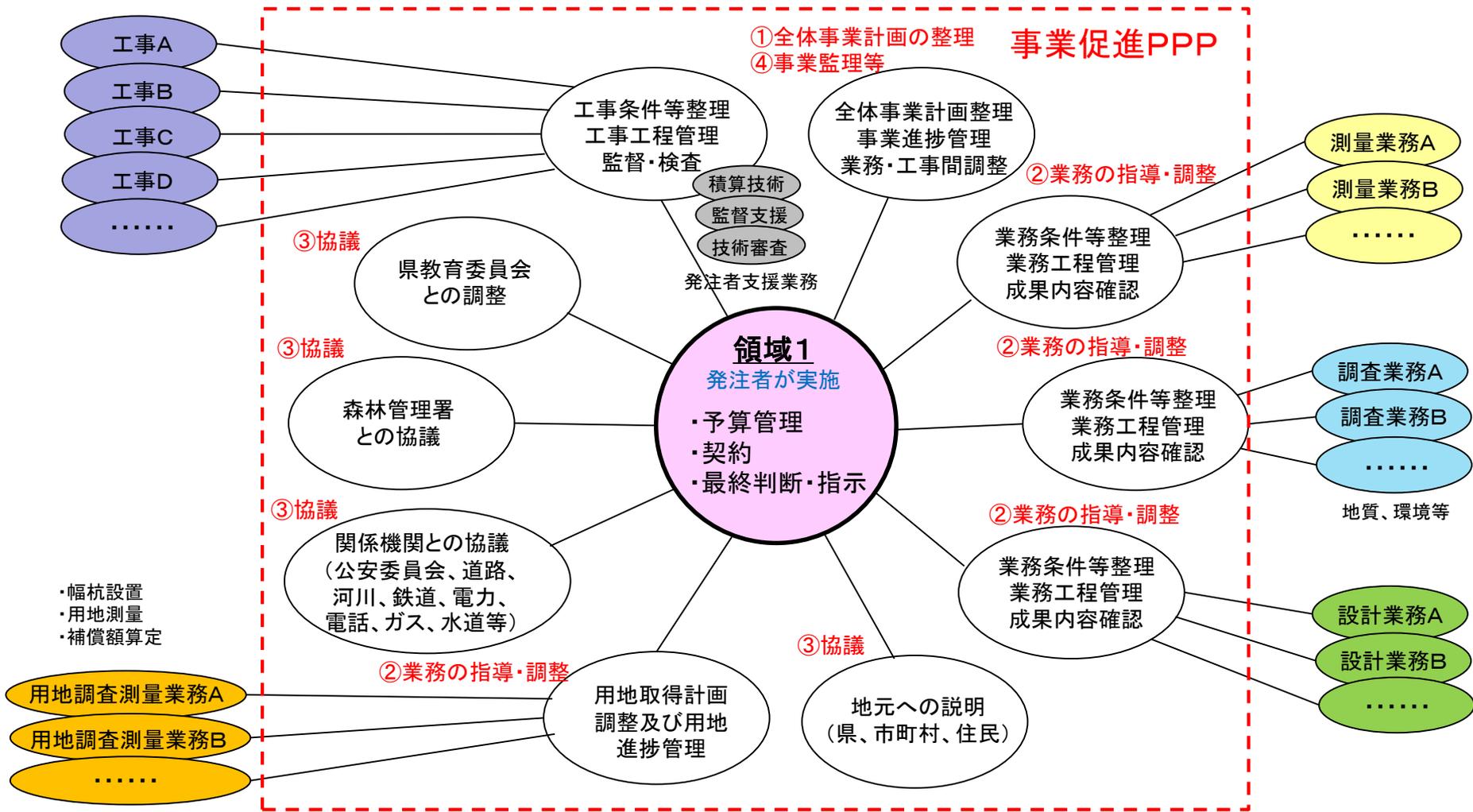
2章 大規模災害復旧・復興事業に適用する事業促進PPP

2.4 業務内容

- 業務内容
- ①全体事業計画の整理
 - ②測量・調査・設計業務等の指導・調整等
 - ③地元及び関係行政機関との協議
 - ④事業監理等

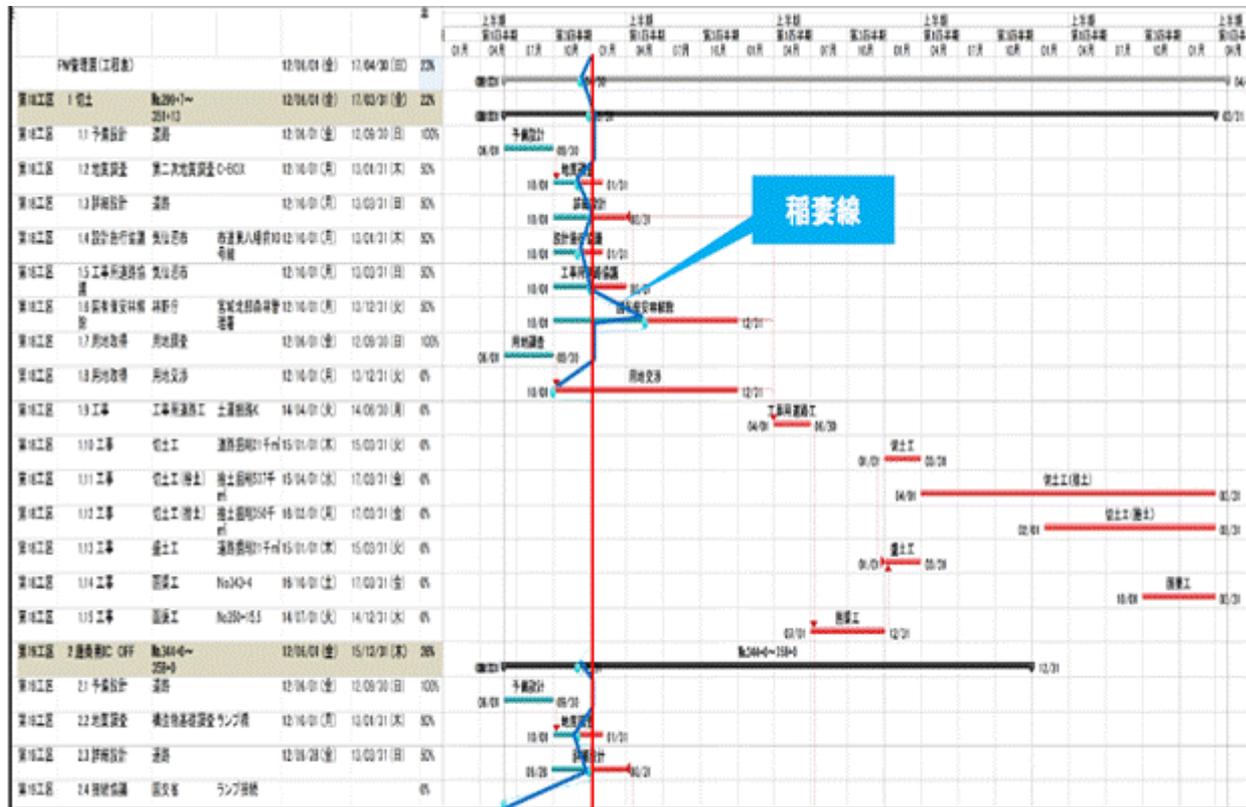


既往の事業促進PPP等における受注者の取り組みの好事例等を示し、業務内容に対する理解を促す

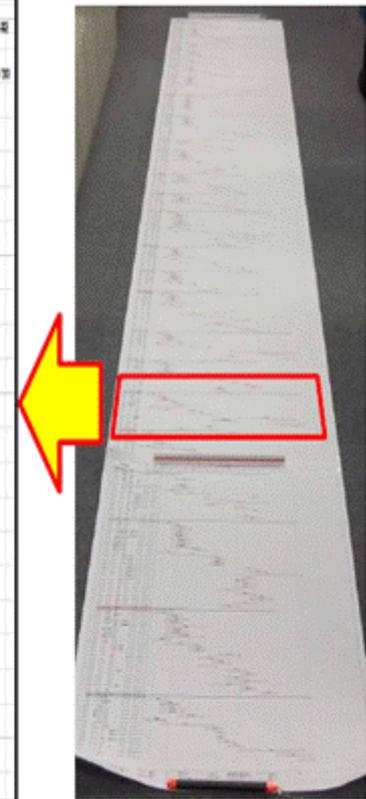


- 最新の事業進捗状況を受発注者で共有しながら、工程管理・最適化が効率的に行えるよう、測量・調査・設計から工事までの一連の作業を網羅する工程表を作成する。

- ・測量・調査・設計から工事までを網羅した工程表を作成
(以下は一例を示したものであり、具体の作成方法(詳細度・表示方法)は、受発注者で協議して定める)



▲ PMツール工程表(一部抜粋)



▲ PMツール工程表(全プリント)

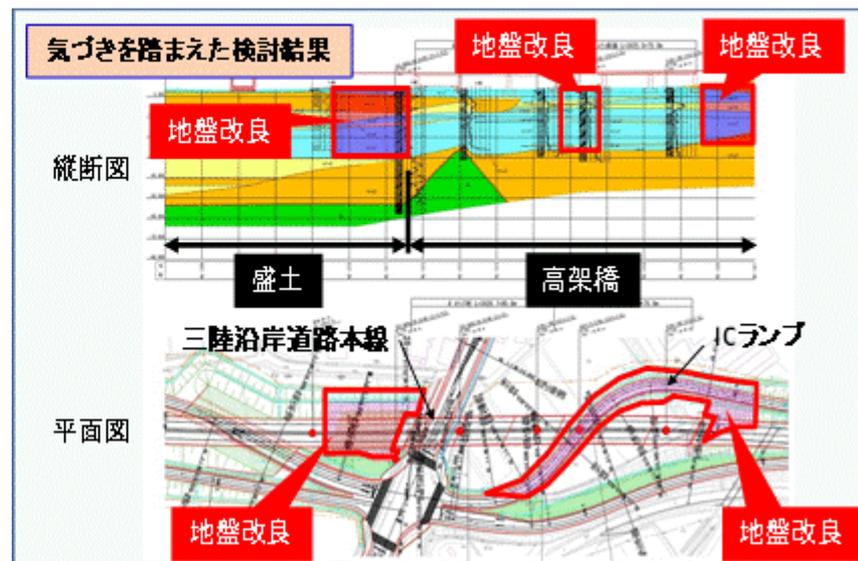
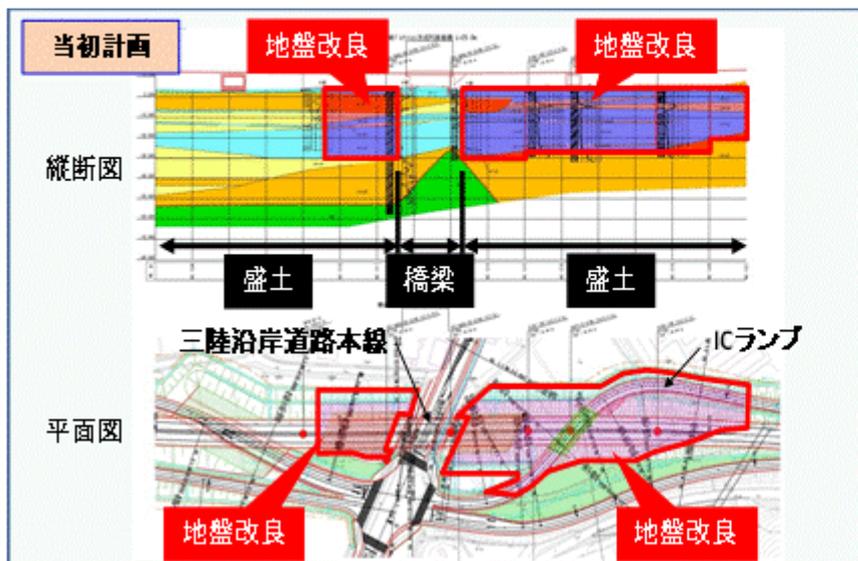
2章 大規模災害復旧・復興事業に適用する事業促進PPP

2.4 業務内容 (②測量・調査・設計業務等の指導・調整等)

- 全体事業計画、関連する業務、工事等との関係に留意しながら、事業促進PPPの受注者が持つ技術的知見・経験を活かし、発注者と一体となって、事業全体の工程、コスト等が最適となるよう、測量・調査・設計業務等に対して、指導・調整を行う。

・膨大な軟弱地盤対策費用の削減、工期短縮を目的に、盛土から高架構造への変更

- 効果**
- ◆ 約2.6億円のコスト削減(14.1→11.5億円)
 - ◆ 約2年の工期短縮(5→3年:サーチャージ盛土に対して), 区間のクリティカル解消



《調査・設計段階で留意すべきリスクの事例》

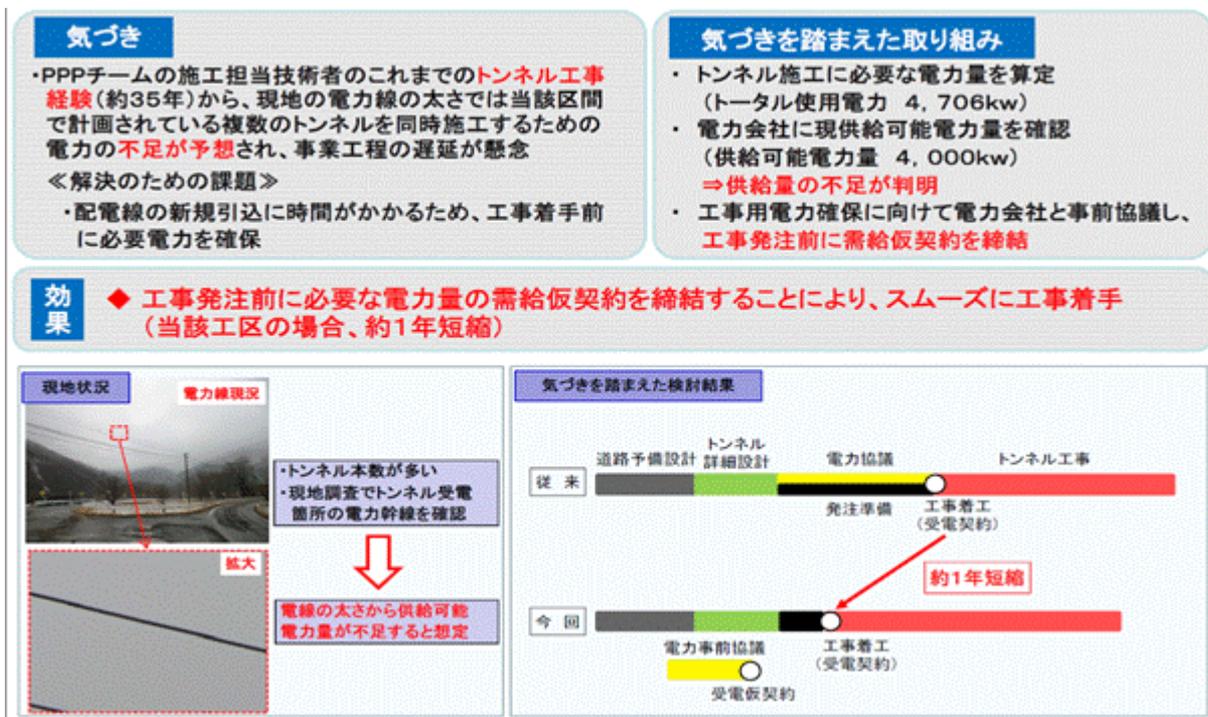
ガイドラインでは、実際の直轄工事で生じたリスク事例(土質・地質等)を例示し、調査・設計の指導・調整にあたり、留意すべき事項を示す

2章 大規模災害復旧・復興事業に適用する事業促進PPP

2.4 業務内容 (③地元及び関係行政機関等との協議)

- 全体事業計画に留意しながら、測量・調査・設計業務、工事を進めるにあたり、必要となる地元及び関係行政機関等との協議について、事業促進PPP等の受注者が持つ技術的知見・経験を活かし、発注者と一体となって行う。

- ・現地調査で工事用電力の不足を予想し、電力会社と協議し、工事発注前の電力需給仮契約を締結。工事遅延リスクを回避



ガイドラインでは、実際の直轄工事で生じたリスク事例(支障物件等)を例示し、地元及び関係行政機関との協議にあたり、留意すべき事項を示す

2.4 業務内容 (④事業監理等)

- 業務着手時に整理した全体事業計画（工程表）に対し、最新の測量・調査・設計業務、工事の進捗状況、事業促進PPPの受注者が持つ知見・経験を活かしながら、事業計画、事業工程の調整・改善を繰り返す。

- ・施工担当技術者の工程短縮提案を踏まえ、発注者が工事発注時の技術提案のテーマを設定し、大幅な工期短縮方法を導入

気づき

- ・長大トンネルの工程が事業工程管理上の最大の課題
- ・PPPチームの施工担当技術者のこれまでの**トンネル工事経験**（約33年）より、約30%の掘削期間の短縮可能性を提案（掘削費用は10%程度の増加）

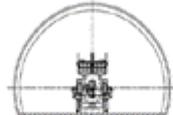
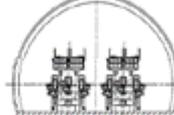
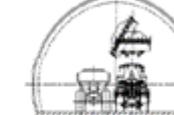
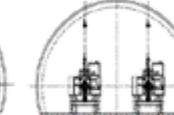
↓

高度な技術提案

※早期の工事着手が必要

◆短縮方法：機械増設、機械能力アップ、大型機械の導入

- 削岩、スリ出し、吹付けのサイクルタイムの短縮率による組合せ対策
 - 削岩の能力：3アームドリルジャンボ(1台 → 2台に増設)
ドリフター能力(150kg級 → 210kg級に能力アップ)
 - スリ出し能力：積込機(2.3m³ → 3.0m³の大型機械導入)
 - 吹付け能力：一体型吹付機(1台 → 2台に増設)

標準(案)	PPP工程短縮(案)		
			
ドリルジャンボ1台	ドリルジャンボ2台	スリ出し 大型化	吹付け機 2台

気づきを踏まえた取り組み(発注者の工夫)

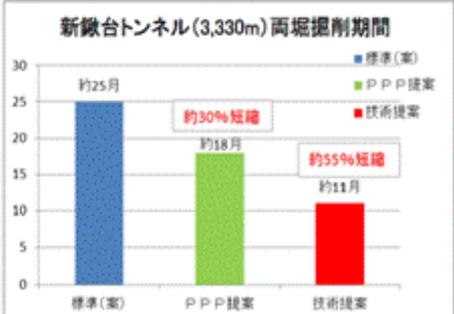
○掘削期間の短縮を求める「(総合評価:標準I型)施工方法提案型の(試行)実施」

- ◆施工方法提案方式を試行
 - ・当初発注は標準案
 - ・高度技術提案型は、手続きに6ヶ月以上の時間を要することから技術提案により、施工方法の提案を求める方式を試行
 - ・施工方法の提案に基づく増加費用は、「当初の掘削費用の10%を上限」に契約変更で対応

◆入札契約の技術提案

- ・機械増設、機械能力アップ以外にも、長尺発破などの技術提案により、標準(案)に比べて、約55%の掘削期間短縮を提案

新線台トンネル(3,330m)両掘掘削期間



案	掘削期間(月)	短縮率
標準(案)	約25	-
PPP提案	約18	約30%短縮
技術提案	約11	約55%短縮

2.4 業務内容（⑤その他）

- その他、事業の推進に関する業務、大規模災害発生時の協力等を行う。
- 仕様書に明示のない事項については、調査職員と協議の上、決定した事項を文書化し、契約図書の一部とすること、また、必要な場合は、設計変更の対象とする。

・災害への対応

・組織内外の関係者との円滑な情報共有、調整等に必要な資料作成等

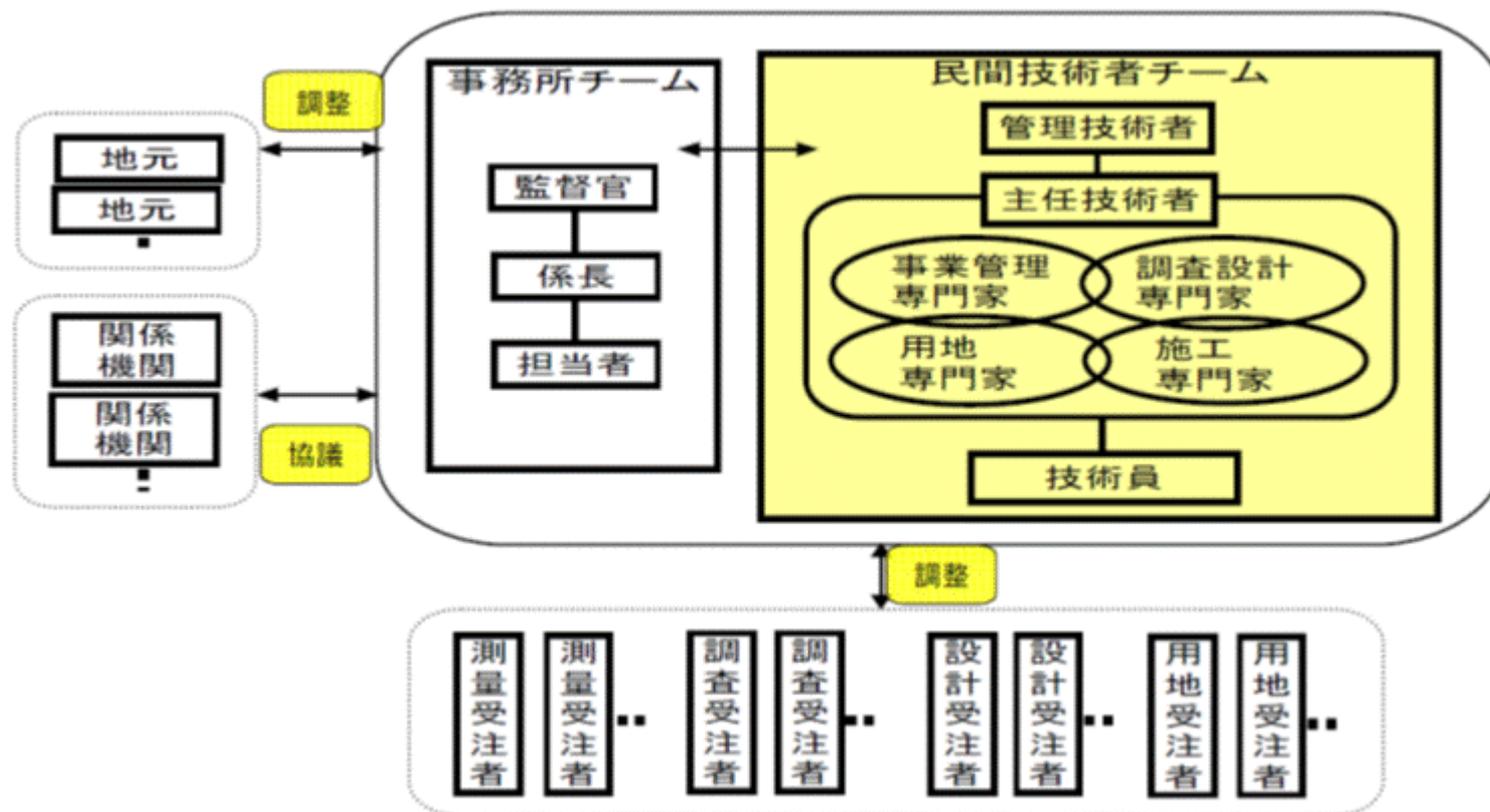
・地域のイベントへの参加・協力等

ただし、仕様書に明示のない事項については、
調査職員と協議の上、決定した事項を履行

2.5 実施体制

- 発注者と事業促進PPPの受注者が一体となったチームを作り、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関との協議、事業監理等のマネジメント業務を行う。
- 民間技術者チームは、管理技術者、主任技術者、技術員より構成し、事業の特性に応じて、事業監理、調査設計（必要に応じてトンネル、橋梁等）、用地、施工等、主任技術者の専門分野を設定する。

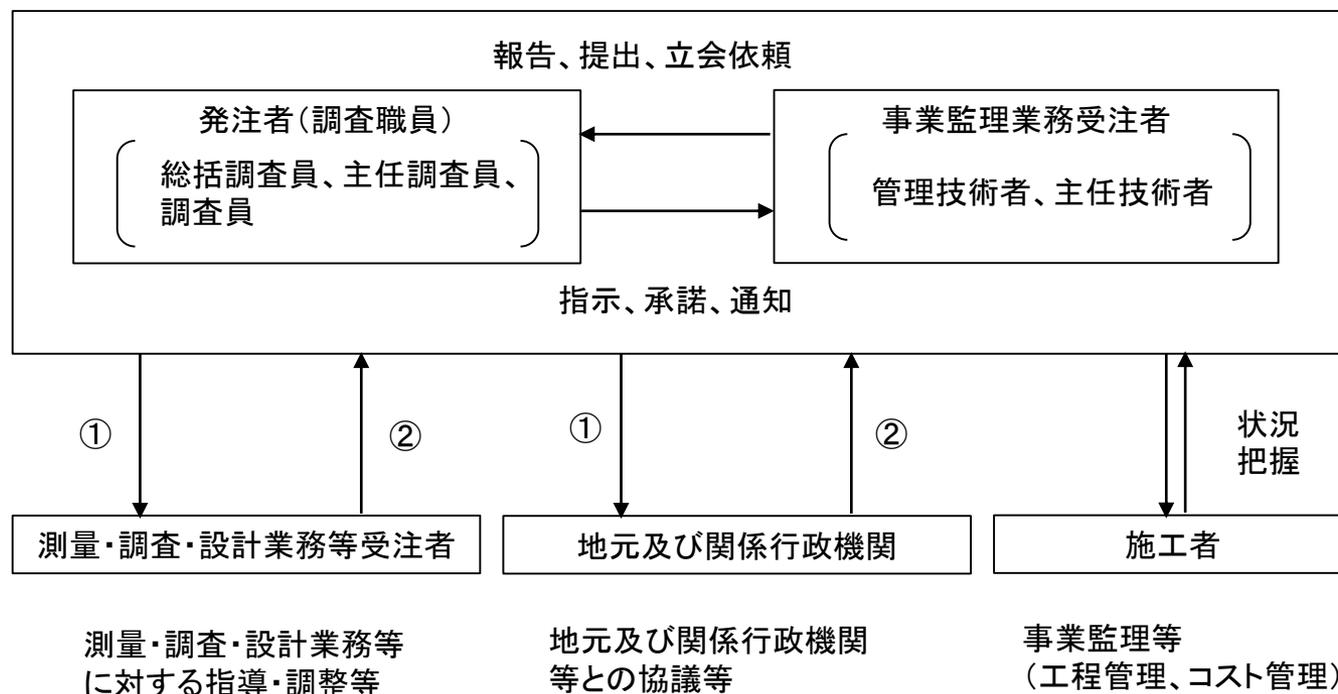
事業促進PPPの体制



2.6 受発注者の関係・体制

- 発注者と事業促進PPPの受注者が一体となったチームを作り、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関との協議、事業監理等のマネジメント業務を行う。
- 関係者が一堂に会する打合せ（工程会議等）を頻繁に実施し、関係者間の情報共有や、様々な立場でのコミュニケーションが円滑に行われることが重要。

受発注者の関係

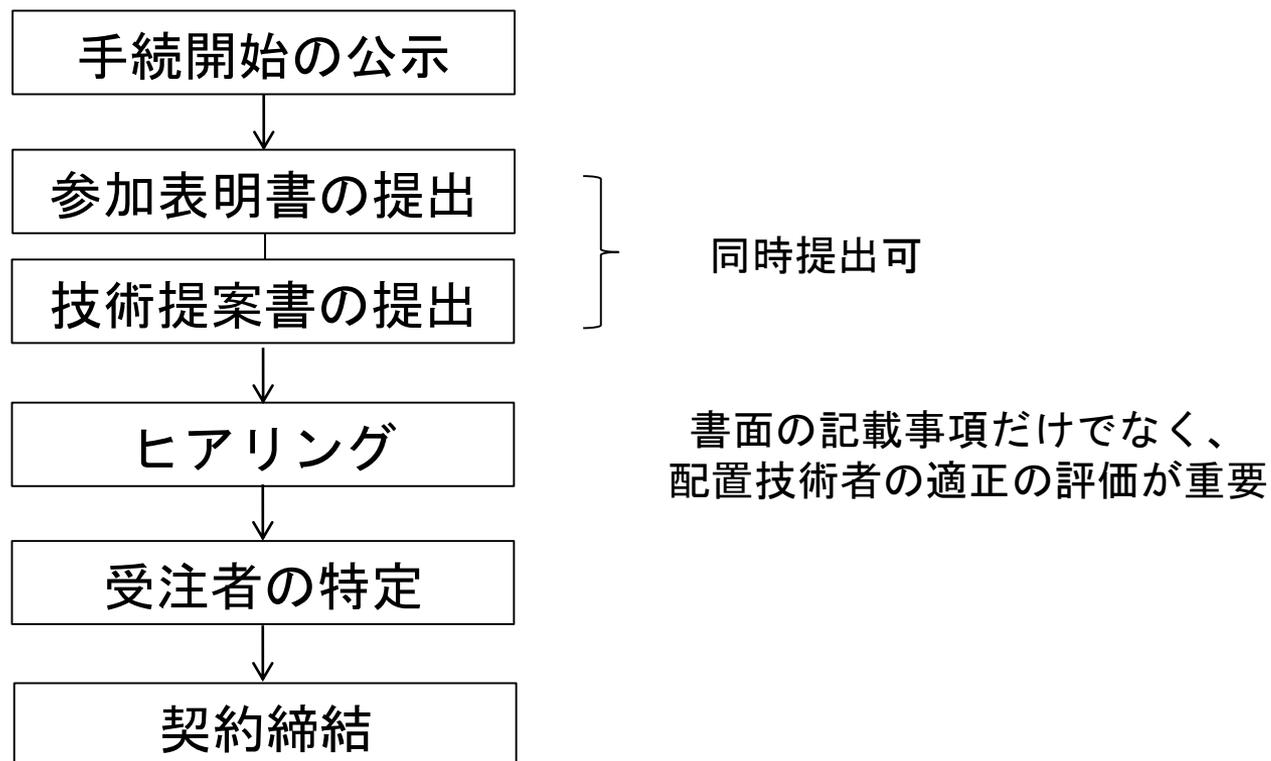


- ①指示、指示（伝達）、承諾（伝達）、報告、協議調整、説明
②協議、報告、提出、立会依頼、承諾、意見、要望、苦情

2.7 受注者の選定方法

- 本復旧の段階での導入を想定し、受注者の選定は、公募型プロポーザルを基本とする。
(緊急を要する場合は、随意契約としてよい)

手続フロー



2.7 受注者の選定方法(資格・業務実績)

- 事業促進PPPの目的を踏まえ、設定例（資格及び業務実績）を示す。

資格及び業務実績の設定例

区分	資格	業務実績
管理技術者	規定しない※1	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇に関する事業促進PPP・PM/CMの指導的立場での従事経験 ・〇〇に関する技術協力業務(ETC)の指導的立場での従事経験 ・〇〇に関する技術者としての10年以上の実務経験 (□□業務に指導的立場で従事した経験を含む) ・〇〇に関する十分な技術的実務経験 のいずれか
主任技術者	事業管理 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門※2) ・RCCM(技術士と同様の部門に限る) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ・公共工事品質確保技術者(I) のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇に関する事業促進PPP・PM/CMの従事経験 ・〇〇に関する技術協力業務(ETC)の従事経験 ・〇〇に関する技術者としての10年以上の実務経験 (□□業務に従事した経験を含む) ・〇〇に関する十分な技術的実務経験 のいずれか
調査設計	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門※2) ・RCCM(技術士と同様の部門に限る) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> ・(〇〇に関する事業促進PPP・PM/CMの従事経験) ・(〇〇に関する技術協力業務(ETC)の従事経験) ・〇〇に関する技術者としての10年以上の実務経験 (□□業務に従事した経験を含む)
用地	<ul style="list-style-type: none"> ・補償業務管理士(8部門)、用地業務に関する実務経験、(〇〇に関する事業促進PPP・PM/CMの従事経験)のいずれか 	
施工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) ・RCCM(技術士と同様の部門に限る) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> ・(〇〇に関する事業促進PPP・PM/CMの従事経験) ・(〇〇に関する技術協力業務(ETC)の従事経験) ・〇〇に関する技術者としての10年以上の実務経験 (□□業務に従事した経験を含む)
担当技術者	規定しない	規定しない

※1業務によっては設定する場合がある

※2土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、道路、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境のいずれか
下線部については、同種業務とし、設計の実務経験と区別することも検討

2.7 受注者の選定方法(評価項目)

- 事業促進PPPの目的を踏まえ、適切な技術者が配置されるよう評価項目の設定例を示す。

評価項目の設定例

区分	三陸沿岸道路等	ガイドライン
業務理解度		事業促進PPPIに対する理解
	業務目的、現地条件、与条件に対する理解	業務目的、現地条件、与条件に対する理解
実施体制	配置予定技術者の経験、資格、人数、地元精通者の確保、代替要因の確保等	配置予定技術者の経験、資格、人数、地元精通者の確保、代替要因の確保等
特定テーマ (1～2項目を設定)	予定管理技術者の〇〇に対する実務経験を踏まえ、事業監理を適切に実施する上でのポイント	予定管理技術者の〇〇に対する実務経験を踏まえ、事業監理を適切に実施する上でのポイント
		予定管理技術者(主任技術者※)の〇〇に対する実務経験を踏まえ、事業工程管理を適切に実施する上でのポイント
		予定管理技術者(主任技術者※)の〇〇に対する実務経験を踏まえ、工程管理上、想定されるリスクと対処方法
		予定管理技術者(主任技術者※)の〇〇に対する実務経験を踏まえ、施工段階の手戻りを回避するため、測量・調査・設計業務等の指導・調整等における留意事項
		予定管理技術者(主任技術者※)の〇〇に対する実務経験を踏まえ、施工段階の手戻りを回避するため、地元及び関係行政機関との協議における留意事項
	本業務の目的を達成する上で考慮すべき項目並びに目的の達成に有効と考えられる提案	本業務の目的達成に有効と考えられる提案
費用	業務コストの妥当性	業務コストの妥当性

※解決すべき事業課題が明確な場合、常駐・専任を求める主任技術者の経験や能力を問うことが考えられる。

2.7 受注者の選定方法(評価基準)

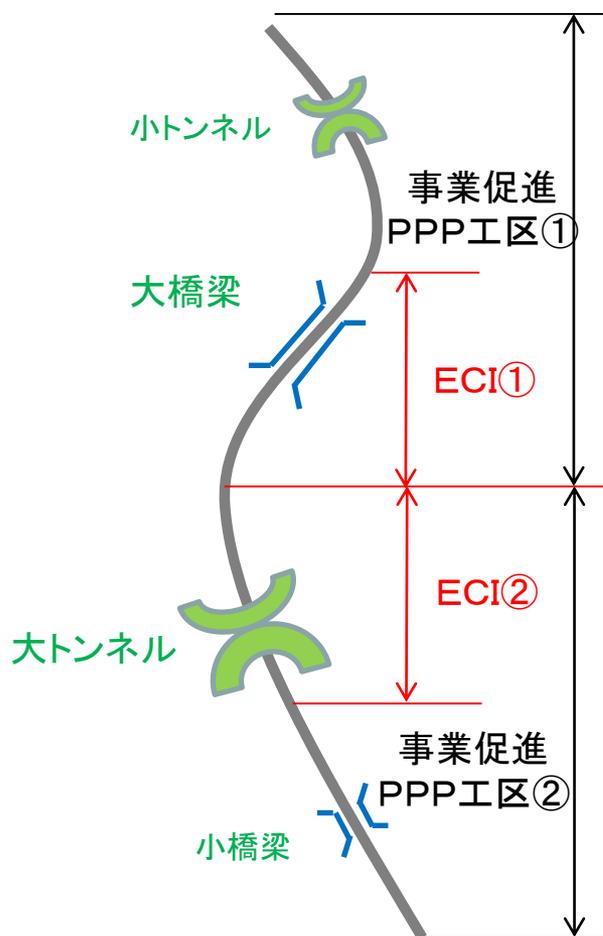
- 事業促進PPPの目的を踏まえ、適切な技術者が配置されるよう評価基準の設定例を示す。

評価基準の設定例

評価テーマ	評価基準
予定管理技術者の道路事業に対する実務経験を踏まえ、事業監理(工程管理)を適切に実施する上でのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ①事業促進PPPの目的と実務経験を踏まえた提案内容であることが伺え、ポイントの着眼点が的確で、本業務に有効である場合に優位に評価する。 ②事業促進PPPの目的を踏まえた提案内容になっている場合に優位に評価する。 ③提案内容に具体性があり説得力がある場合に優位に評価する。
予定管理技術者の〇〇に対する実務経験を踏まえ、 工程管理上、想定されるリスクと対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ①事業促進PPPの目的と実務経験を踏まえた提案内容であることが伺え、リスクの着眼点が的確で、対処方法が本業務に有効である場合に優位に評価する。 ②事業促進PPPの目的を踏まえた提案内容になっている場合に優位に評価する。 ③提案内容に具体性があり説得力がある場合に優位に評価する。
予定管理技術者の〇〇に対する実務経験を踏まえ、 施工段階の手戻りを回避するため、測量・調査・設計業務等の指導・調整等(地元及び関係行政機関との協議)における留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ①事業促進PPPの目的と実務経験を踏まえた提案内容であることが伺え、留意事項の着眼点が的確で、本業務に有効である場合に優位に評価する。 ②事業促進PPPの目的を踏まえた提案内容になっている場合に優位に評価する。 ③提案内容に具体性があり説得力がある場合に優位に評価する。
本業務の目的達成に有効と考えられる提案	<ul style="list-style-type: none"> ①事業促進PPPの目的を踏まえた提案内容であることが伺え、着眼点が的確で、本業務に有効である場合に優位に評価する。 ②事業促進PPPの目的を踏まえた提案内容になっている場合に優位に評価する。 ③提案内容に具体性があり説得力がある場合に優位に評価する。

2.8 公平中立性

- 事業促進PPPの受注者は、事業の上流段階から、発注者と一体となり業務を行うため、将来の発注業務、工事に関する情報の一部を知りうる立場となる。そのため、公平中立性に配慮し、事業促進PPPの受注者は、工区内の業務、工事の受注者になることはできない。
- 調査・設計段階から、施工者の知見、ノウハウを導入し、調査・設計・施工を効率的に進めていく必要がある工事に対しては、技術提案・交渉方式を適用する。



技術提案・交渉方式を適用した工事では、
施工者が調査・設計・施工に一貫して関与可能

- (1) 調査・設計への技術協力
- (2) 地元及び関係行政機関との協議支援
- (3) 近隣工事との工程調整支援

等、事業促進PPPの業務内容とほぼ同様の事項を
技術協力業務において、施工者が支援することが可能

- 事業促進PPPは、災害復旧・復興事業に限らず、平常時の大規模事業にも適用できる。
- 災害・復旧事業と平常時の大規模事業との相違点に留意しながら適用する。

《主な相違点》

(1) 適用事業

大規模事業、輻輳事業への適用を想定する。

(2) 導入時期

業務の増大期にやや先行する時期から導入する

(3) 受注者の選定方法

- ・ 公募型プロポーザルを基本として適用する。
- ・ 資格要件、実績を求めることが考えられる。

4章 事業促進PPPに関する留意事項

(1) 担い手の確保・育成

災害復旧・復興事業において、事業促進PPPがより効果を発揮するためには、平常時の大規模事業を含む事業促進PPPの継続的な実施と普及が必要。

(2) 過去の業務実績等

事業促進PPP、技術提案・交渉方式の技術協力業務等の実績、良好な成績等が記録され、入札段階で評価されることが必要。

(3) 準委任契約への対応

事業促進PPPは、受発注者が一体となって業務を遂行するもので、契約締結段階で、業務内容や成果物の仕様を明確にできない。今後、準委任契約への対応を検討する。

(4) 積算方法の確立

事業促進PPPの実施状況を踏まえながら、標準的な歩掛の設定について検討する。

事業促進PPPの円滑な導入のため、業務説明書・共通仕様書・特記仕様書の掲載例を示す。

特記仕様書の記載例

【業務内容】

(1) 全体事業計画の整理

監理業務受注者は、監理業務の着手にあたり、調査職員より、対象工区の全体事業計画案に関する説明や資料の提供を受けるとともに、現地状況の確認等を行い、対象工区内の測量・調査・設計業務、工事の実施予定、進捗状況、地元及び行政機関等の関係者等を把握し、業務着手時点における全体事業計画を整理する。

(2) 事業計画案の改善検討

監理業務受注者は、調査職員が示す全体事業計画案について、より効率的な事業展開となるよう事業計画案の改善検討を行い、検討結果を調査職員に報告するものとする。また、調査職員の承諾が得られた検討結果については、(1)で整理した全体事業計画に反映するものとする。

(3) 全体事業計画に関する資料整理

業務着手後、調査職員、監理業務受注者との間で、事業の工程、進捗状況等の最新情報が視覚的に共有でき、より効率的な事業展開に関する協議、調整が円滑に視認できるよう、全体事業計画に関する資料（工程表）を作成するものとする。なお、資料の作成方法（記載内容、詳細度等の表示方法等）は、調査職員と協議の上、決定するものとする。

.....

6章 事業促進PPP等の実施事例

	災害時			平常時
	東北	熊本		関東(例)
	事業促進PPP	事業管理支援業務(PM)	技術支援業務(CM)	事業促進PPP
活用段階	調査・設計	調査・設計、用地補償、施工	調査・設計、施工	調査・設計、施工
参画者	設計コンサル等	設計コンサル、補償コンサル、建設会社	設計コンサル	設計コンサル
適用事業	三陸沿岸道路等(H24～)	阿蘇大橋地区外、 県道熊本高森線熊本阿蘇地区、 熊本57号災害復旧(H28)	阿蘇大橋、俵山大橋、大切畑大橋、扇の坂橋、桑鶴大橋、すすきの原橋外(H28)	圏央道、 東関東道、 中部横断道等
目的 (特記仕様書より抜粋)	本業務は、復興道路等の新規事業化区間の効率的で確実な進捗を図ることを目的として実施するものである。具体的には、 <u>工事の早期着工を目指し、工事発注までに必要となる業務を対象に官民がパートナーをくみ、官民双方の技術・経験を活かしながら効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図ろうとするものである。</u>	本業務は、〇〇大橋の復旧復興関連事業の効率的で確実な進捗を図ることを目的として実施するものである。具体的には、 <u>事業の早期完成を目指し、工事完成までに必要となる業務を対象に官民がパートナーをくみ、官民双方の技術・経験を活かしながら効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図ろうとするものである。</u>	本業務は、〇〇大橋の復旧復興関連事業の効率的で確実な進捗を図ることを目的として実施するものである。具体的には、 <u>事業の早期完成を目指し、工事完成までに必要となる業務を対象に官民がパートナーをくみ、官民双方の技術・経験を活かしながら効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図ろうとするものである。</u>	本業務は、〇〇道における事業計画案の検討・進捗状況管理、工事の早期着工を見据えた工事発注までに必要となる業務の効率的なマネジメント及び関係機関との協議・調整を行うものであり、 <u>調査職員を支援し、円滑な事業推進を目的とする。</u> <u>次項の業務内容について発注者と一体となって業務を遂行する。</u>
業務内容	(1)測量・調査・設計業務等に対する指導・調整等 (2)地元及び関係行政機関等との協議等 (3)事業監理等	(1)測量・調査・設計業務等における指導・調整等 (2)地元及び関係行政機関等との協議等 (3)事業監理等 〔(4)施工監理等〕(H29は無)	(1)設計段階における <u>検討・照査・資料作成</u> (2)発注段階における <u>検討・照査・資料作成</u> (3)施工段階における <u>検討・照査・資料作成</u> (4)国総研、土研、学識経験者等の <u>意見聴取・とりまとめ</u>	(1)測量・調査・設計業務等に対する指導・調整等 (2)地元及び関係行政機関等との協議等 (3)事業監理等

【特記仕様書の注釈】

PM(プロジェクト・マネジメント):

事業を効率的に進めるために、事業工程管理、懸念事項管理、事業費管理、用地取得管理などを行うマネジメント業務の総称

CM(コンストラクション・マネジメント):

工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理、工事間施工調整などを行うマネジメント業務の総称

6章 事業促進PPP等の実施事例

6.1 三陸沿岸道路等

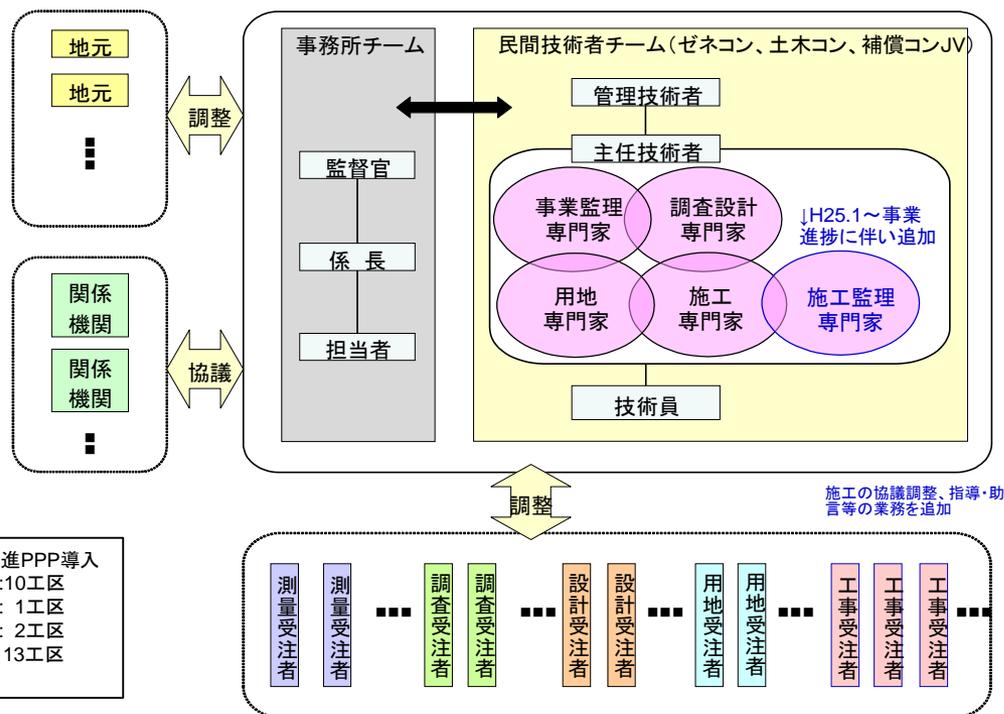
- 復興道路・復興支援道路は、リーディングプロジェクトとして、**震災後に約223kmが新規事業化**。
- 「おおむね10年間」で既事業化区間とあわせ**約380kmの事業**の整備推進が必要。
- 膨大な事業を円滑かつスピーディーに実施するため「**事業促進PPP**」を導入。 PPP: Public Private Partnership (官民連携、公民協働の意)

【事業促進PPPによる業務の実施】

- ・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務を**民間の技術力を活用**。
- ・新規事業区間を10～20kmの工区に分割。**工区ごとに推進チームを配置**。
- ・**現地に常駐し専任**で事業マネジメント(調査設計～施工監理)を担当。

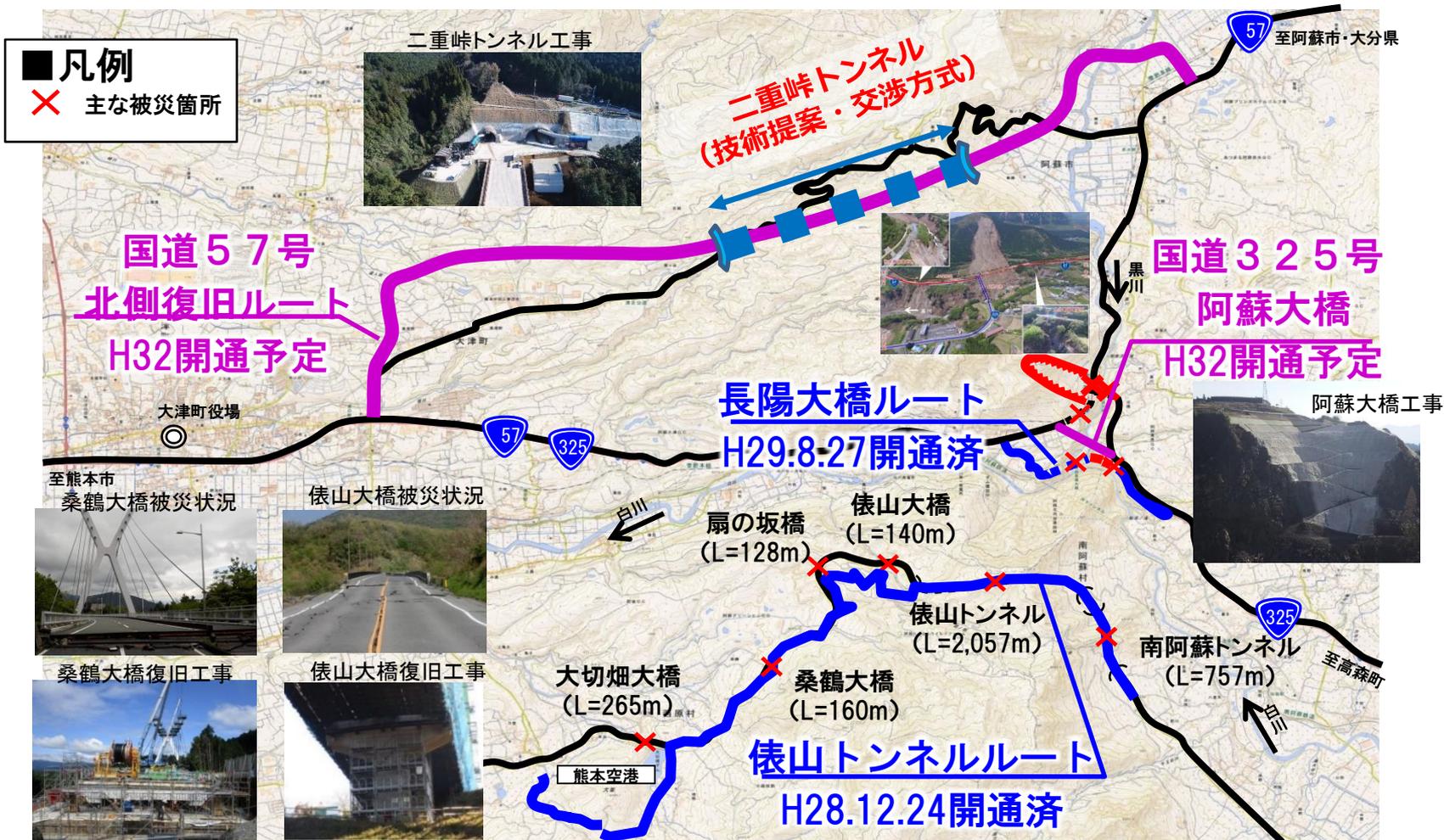


【事業促進PPP業務実施体制】



6.2 熊本災害復旧(PM・CM)

- 大規模な斜面崩壊、橋梁・トンネルの被災等により、複数の幹線ルートが通行止。早期の復旧ルートの供用が必要。
- 事業を円滑、スピーディに進めるため「PM」「CM」「技術提案・交渉方式」を導入。



	北側復旧ルート	阿蘇大橋
H28業務	熊本57号災害復旧事業管理・技術支援業務 (PM・CM)	阿蘇大橋地区外事業管理支援業務 (PM) 阿蘇大橋地区阿蘇大橋技術支援業務 (CM)
H29業務	熊本57号災害復旧事業管理・技術支援業務 (PM・CM) 北側復旧ルート事業管理業務 (H29.5~)	阿蘇地区外事業監理業務
復旧概要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な斜面崩壊を生じた国道57号の北側復旧ルート 北側復旧ルート中の二重峠トンネル (L=3,659m) は E C I 方式を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な斜面崩壊により阿蘇大橋が落橋 旧橋の下流にて、PC 3 径間連続ラーメン箱桁橋 (L=345m) に架け替え
写真・図		

6章 事業促進PPP等の実施事例

6.2 熊本災害復旧(PM・CM)

		県道熊本高森線				
H28業務	県道熊本高森線熊本阿蘇地区事業管理支援業務 (PM)					
	俵山大橋 技術支援業務(CM)	大切畑大橋 技術支援業務(CM)	扇の坂橋 技術支援業務(CM)	桑鶴大橋 技術支援業務(CM)	すすきの原橋外 技術支援業務(CM)	
H29業務	阿蘇地区外事業監理業務					
復旧概要	<ul style="list-style-type: none"> 上部工架替、橋台再構築、橋脚増厚・増杭、支承伸縮装置交換等 	<ul style="list-style-type: none"> 上部工移動、橋脚増厚補強、増杭補強、支承及び伸縮装置交換等 	<ul style="list-style-type: none"> 上部工部材交換、下部工のひび割れ補修及び断面修復 	<ul style="list-style-type: none"> 上部工移動、ケーブル交換、増杭、支承・伸縮装置交換等 	上部工横桁及びパラペット打替、支承・伸縮装置交換等	
構造概要	鋼3径間連続非合成 鋼桁橋 (H13年:L=165m)	鋼5径間連続非合成 鋼桁橋 (H13年:L=265.4m)	3径間連続鋼桁橋 (H13年:L=128m)	2径間連続鋼斜張橋 (H10年:L=160m)	PC単純T桁橋 (H11年:L=43m)	
写真・図	被災状況					
	施工状況					